
AMT/NEWSLETTER

Energy

2026年2月

「二酸化炭素を含んだガスの輸出承認について」(経済産業省)について

弁護士 大槻 由昭

Contents

- I. はじめに
- II. 本件告示の概要～ロンドン議定書の関係を含む～
- III. おわりに

I. はじめに

CCS(二酸化炭素の回収および貯留)目的での二酸化炭素(CO₂)の海外への輸出のスキームが、昨今の報道等で取り沙汰されている¹。わが国の外為規制上、特定の物資にかかる国外への輸出については、経済産業大臣の承認を要するとされているが(輸出貿易管理令第2条)、海外 CCS のための CO₂ の輸出行為に関連して、CCS 目的の CO₂ を含むガスの輸出を経済産業大臣の承認の対象とする旨の同管理令の改正案が、2025年11月19日付けで公布された。具体的には、同管理令の別表第2に、新たに「35の5」として、以下の品目が追加された:

「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書附属書一4・1に規定する処分を行うために輸出される同附属書一1・7に規定する二酸化炭素を含んだガス」

この件(CO₂ の輸出承認にかかる輸出貿易管理令の改正)に関して、今次、「二酸化炭素を含んだガスの輸出承認について」と題する経済産業省の告示(以下「本件告示」という。)が発令されている²。本件告示によれば、2026年1月19日より、同管理令の第2条および別表第2の35の5に基づく、CO₂ を含むガスの輸出について、同省による承認手続の実務運用が開始されることとなった。

なお、これらの国内法の規定(輸出貿易管理令第2条)は、海洋の環境保全を目的とする国際条約であるロンドン議定書(1996年)(以下「ロンドン議定書」という。)に基づく要求事項と密接に関連している。よって、ロンドン議定書の要求事項との関係を含め、以下概説する。

¹ 日本経済新聞「CO₂ 地下貯留でマレーシアと合意へ 海外で初、30年にも開始」(2025年4月28日)

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA250OA0V20C25A4000000/> 等。

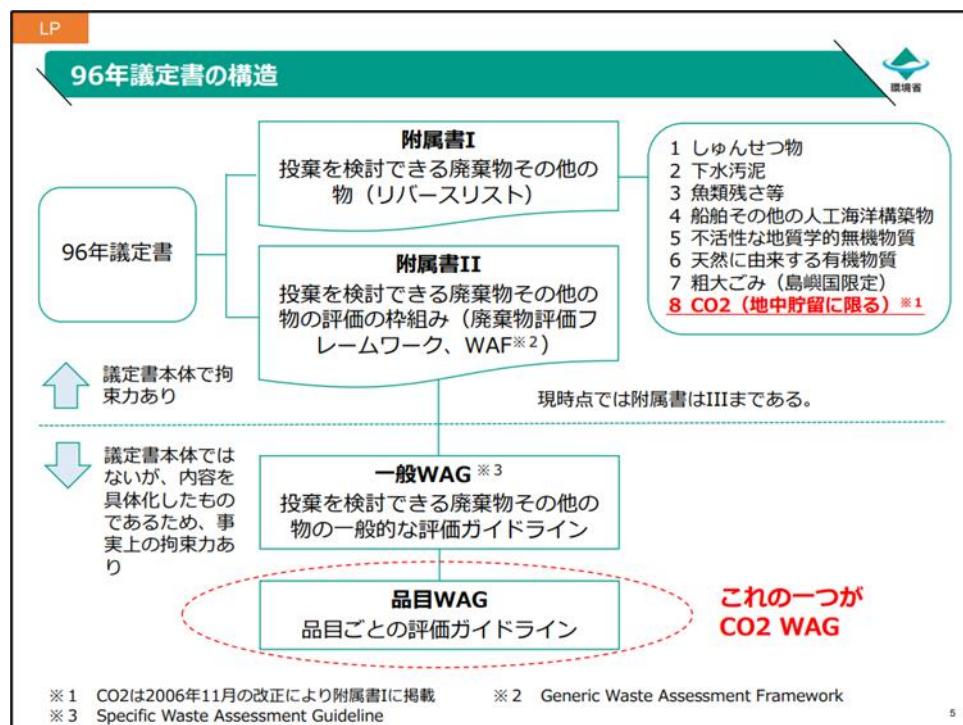
²https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/export/2026/20260113_01_ex.pdf

II. 本件告示の概要～ロンドン議定書の関係を含む～

(1) ロンドン議定書の概要

ロンドン議定書は、海洋環境保全を目的とする国際条約であり、1996年に採択された。ロンドン議定書は、「廃棄物その他の物」の海洋への投棄行為を原則として禁止しているが、その附属書IIに基づく許可を受けることで、例外的に投棄行為が許容される。

ロンドン議定書の「廃棄物その他の物」にはCO2が含まれるところ、その2006年改正によって、CCS目的で回収されたCO2が、新たに附属書Iに追加された(以下の図表を参照)。よって、現在では、付属書IIに基づく許可を受けることにより、CO2の海底下貯留が認められている。



出典:環境省「ロンドン議定書と海洋汚染等防止法について」(2022年9月1日)³ 5頁

上記のとおり、ロンドン議定書は、廃棄物等の海洋への投棄を規制するものであるが、これには、廃棄物等の「輸出」にかかる規制も含まれている。すなわち、2009年改正前のロンドン議定書では、海洋投棄目的で廃棄物等を「輸出」することが禁止されていたが、CCSの促進のため、2009年に開催された締約国会議において、例外的に、海底下での貯留目的に限り、CO2の輸出を行うことができる旨の改正が採択された(第6条に第2項を追加。以下の図表を参照のこと。)。

ただし、この改正後のロンドン議定書第6条第2項に基づいてCO2の「輸出」を行う為には、輸出国と受入国が協定または取決めを締結していることが条件となっている。

³ https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/ccs_choki_roadmap/kokunaiho_kento/pdf/001_05_00.pdf

ロンドン条約及び96年議定書 第6条改正について（3）



| ARTICLE 6 EXPORT OF WASTES OR OTHER MATTER | 第6条 廃棄物その他の物の輸出 【仮訳】 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 Contracting Parties shall not allow the export of wastes or other matter to other countries for dumping or incineration at sea. | 1 締約国は、投棄又は海洋における焼却のために廃棄物その他の物を他の国に輸出することを許可してはならない。 |
| 2 Notwithstanding paragraph 1, the export of carbon dioxide streams for disposal in accordance with annex 1 may occur, provided that an agreement or arrangement has been entered into by the countries concerned. Such an agreement or arrangement shall include: | 2 1の規定にかかわらず、関係国間における協定又は取り決めがあることを条件に、附属書1に基づく処分目的の二酸化炭素流の輸出をすることができる。そのような協定又は取り決めは、以下を含まなければならない。 2.1 輸出国及び受入国間における、ロンドン議定書及び他の適切な国際法の定めに沿った許認可権限の確認及び分担。並びに 2.2 非締約国への輸出の場合は、そのような協定又は取り決めが、海洋環境の保護及び保全を目的としたロンドン議定書の締約国の義務を損なわぬことを確保するために、附属書2が示す許可の発給及び許可条件に関する定めと同等の最低限の定め。 |
| A Contracting Party entering into such an agreement or arrangement shall notify it to the Organization." | このような協定又は取り決めをした締約国は、そのことを機関に通報しなければならない。 |

追加部分

出典:環境省「CCS 目的の CO2 の輸出について」(2022 年 11 月 30 日)⁴ 6 頁

なお、わが国では、上記の 2009 年のロンドン議定書の改正(CCS 目的による CO2 の輸出許可)について、2024 年の通常国会で承認がされた⁵。

(2) ロンドン議定書の要求を踏まえた本件告示の概要

それでは、改めて、本件告示の内容、すなわち、2026 年 1 月 19 日より開始された、輸出貿易管理令第 2 条に基づく CO2 の輸出承認にかかる運用を見ていく。この点、かかる輸出承認の対象となっている「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書附属書一 4・1 に規定する処分を行うために輸出される同附属書一 1・7 に規定する二酸化炭素を含んだガス」という語義(解釈)については、本件告示と同時に、その解釈運用に関する、「輸出貿易管理令の運用について」と題する通達が改正されている⁶。具体的には、「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書附属書一 4・1 に規定する処分」とは、ロンドン議定書上の「廃棄物その他の物」を船舶、航空機またはプラットフォーム等から、海洋へ故意に処分し、または海底およびその下に貯蔵することをいうものとされている(同通達の付表 1 の、2-1-1(5)「輸出令別表第 2 の解釈の表」参照。)。

次に、本件告示は、CO2 の輸出承認の前提条件について、上記(1)で記したロンドン議定書の第 6 条第 2 項の 2 つの要件を踏襲している。すなわち、本件告示において、CO2 の輸出承認(輸出貿易管理令第 2 条)は、以下の要件に該当する場合に限り認められるとしている：

4 <https://www.env.go.jp/content/000090336.pdf>

5 ロンドン議定書の改正の発効の為には、締結国の 3 分の 2 の受諾が必要となるところ、当該改正後の議定書の受諾国数は、本日時点で締約国の 3 分の 2 に満たないため、わが国の国会による改正受諾にも関わらず、未だ改正後の同議定書の効力は発生していない。しかし、2019 年の締約国会議の決議によって、当該議定書の改正(2009 年)の暫定的適用に関する宣言を、IMO(国際海事機関)に寄託した国については暫定的に適用することが可能となっている。

6 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000305190>

輸入国との間で次のイ及びロの内容を含む協定を締結し、又は取決めを行っており、これらの内容に則した輸出内容であること。

- イ 1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書(以下「ロンドン議定書」という。)その他の適用可能な国際法に適合した輸出国と輸入国との間の許可を与える責任の確認及び配分。
- ロ ロンドン議定書の非締約国に輸出する場合には、同議定書と同等の規定(同議定書附属書二の規定に適合する許可の付与及び許可の条件に関する規定を含む。)であって、海洋環境を保護し、及び保全するための同議定書上の締約国の義務に違反しないことを確保するためのもの。

なお、上記枠内のイおよびロの 2 つの要件は、あくまで CO2 の輸出承認を得る為に満たされなければならない最低要件(必要条件)であると理解される。よって、たとえばあるが、仮に、ロンドン議定書の締約国間での輸出入取引にかかる上記イの要件を満たす場合であったとしても、当該 CO2 の輸出行為がわが国の国益を著しく損なうといった事情が認められる場合には、輸出承認がおりないといった事態も想定されるであろう⁷。

III. おわりに

上記のとおり、主に海外での CCS を目的とする、わが国からの CO2 を含むガスの輸出についての法制度の整備および運用が進行中である。引き続き、かかる法整備の進捗等について、注視していきたい。

以上

⁷ もとより、本稿は、本件告示の概要の紹介を主眼としており、具体的な CO2 の輸出事案を想定した個別意見や法令の解釈を述べるものではない。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 太槻 由昭 (yoshiaki.otsuki@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合は、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。